

総社市砂川公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第35号

総社市砂川公園条例の一部を改正する条例

総社市砂川公園条例（平成17年総社市条例第196号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第9条関係）			別表第2（第9条関係）		
種 別	単 位	基準額	種 別	単 位	基準額
宿泊利用	1区画1泊につき	<u>2,000円</u>	宿泊利用	1区画1泊につき	<u>1,000円</u>
日帰り	1区画につき	<u>1,000円</u>	日帰り	1区画につき	<u>500円</u>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の総社市砂川公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用（施行日の前日から施行日までの間を1泊とする宿泊利用（以下「特例利用」という。）を除く。）に係る利用料金について適用し、施行日前の利用及び特例利用に係る利用料金については、なお従前の例による。